

秘密保持誓約書

今般、ISPE 日本本部（以下「日本本部」）の _____ COP（以下「本 COP」）に参画するに当たり、私 _____ は、ISPE 国際本部（以下「国際本部」）及び日本本部より入手した秘密情報の取り扱いについて、下記の事を誓約致します。

1. 「秘密情報」を ISPE の活動のためにのみ使用し、他のいかなる目的のためにも使用しない。
2. ここでいう「秘密情報」とは、ISPE の活動において国際本部及び／又は日本本部より提供された資料・図書・情報等の物理的記録（印刷物やフィルム等）や電子記録（ワード/エクセル・ファイル、プレゼンテーション・シート、E メール等）の中で以下のものをいう。
 - ・ ISPE 外に未公開のもの（例えば、ドラフト段階のベースラインガイド等）。
 - ・ 公開はされているが、加工可能な電子記録（例えば、翻訳活動における原文のワード・ファイル等）。
 - ・ 日本本部独自の活動のための検討資料等。
3. 「秘密情報」を本 COP の会員以外のいかなる第三者に供与あるいは転送しない。但し、参考意見・協力を得るために必要な範囲においては秘密情報をその所属組織の役員また関係従業員に知らせることができる。この場合、かかる役員、関係従業員に対し、この誓約書により負う義務と同様の秘密保持義務を課すよう事前に必要な措置をする。かかる役員、従業員が万一第三者に対し、本誓約書による秘密情報を漏洩した場合は、誓約者が漏洩したものとみなし、国際本部または日本本部に対して責任を負う。
4. 「秘密情報」を本 COP 会員以外の第三者に「外部発表」（適用範囲は日本本部の定める「外部発表規程」の第 2 条）する必要がある場合には、前項第 3 項の規定にかかわらず、事前に日本本部の「外部発表規程」に従って承認を得た上で開示できるものとする。
5. 国際本部及び／又は日本本部から入手した「秘密情報」を含む全ての資料に関し、保持する必要なくなった場合は、遅滞なく日本本部事務局に返還するか、双方で合意された方法で廃棄する。但し、当初は秘密情報であったが、既に公知となったものは、この限りではない。
6. 本 COP を脱退する場合は、秘密情報を返却または廃棄し、知り得た秘密情報は漏洩しない。
7. 前各項に違反した場合は、日本本部の指示に従い、その責任の一切を自ら負うものとする。
8. 本誓約書の有効期間は、本 COP から脱退する時とする。

以上

年 月 日

誓約者 住所 〒 _____

誓約者 氏名 _____ ISPE 会員番号 _____

(署名あるいは捺印をお願いします)